

(公財) リーガルエイド岡山の平成27年度活動報告

ー公益財団法人3年目を振り返ってー

理事長

鴨崎 多久巳

公益財団法人リーガルエイド岡山（以下、「リーガルエイド岡山」と呼びます。）の平成27年度の活動報告を次のとおり報告します。

（なお、各センターの個々の活動報告は、各センターの報告に委ね、本報告では、財団全体の報告にのみ言及します。）

はじめに

リーガルエイド岡山の平成27年度の活動も、私が理事長就任以来取り組んできている「持続可能な仕組み作り」の継続でしたが、公益法人への組織変更を終え3年を経てきましたし、そろそろ世代交代も踏まえて人事にも目を向け、財政に関しても目指すべき体制に向けて歩みを進め始めようとした年度でした。

以下、概略ではありますが、詳述します。

第1 公益法人として

1, 公益法人として

元の財団法人の理念を基本としつつ、「公益法人」の名に相応しい公益性の高い活動を心がけ活動を展開してきました。

今後ともこの方針の下に事業展開が図られていくことと思われませんが、とりわけ公益性を意識して事業展開をすることは、当財団の本来の理念にも親和性が高く、今後とも外部監査を含めた管理の仕組みが、当財団の理念実現に役立ってくれると思われれます。

2, 組織の改善

公益法人への移行から始まった組織のルールも慣れてきましたので、評議員会、理事会、各センター運営委員会という組織間の意思疎通を促すため、必ず懇親の場が必要かと思われるようになってきました。

なお、冒頭に触れましたが、人事の世代交代（若返り）も検討すべきと考え、若干の人事交代を模索しています。

第2 課題への取り組み

1, 内部整備

(1) 事務局

事務局体制は、従前どおり岡山弁護士会に事務委託して処理してもらい、担当の寺脇事務員も公益法人3年目ともなり、1年間落ち着いて処理してくれました。

(2) 会計

公認会計士である福原監事の助言の下、会計処理のルールも概ね確立し、そのルールの下、寺脇事務員が処理してくれました。

(3) 年間スケジュール

年間スケジュールも落ち着いてきましたが、年度末の処理は制度上タイトであり、県の指導基準に従って集中的に会計処理をしなければならず、年度の変わり目は相変わらず繁忙です。

なお、持続可能性の観点からは、年間スケジュールの文書化にも取り組まなければならないと考えています。

2, 財務

竹重基金創設以来続いている資産の減少は今年度も続いています。賛助会費による安定収入の途も少しずつ周知してきているし、支出についても利用者の理解が広がり、徐々に改善（収入増と支出の管理）は進んできたと評価されます。

さらに賛助会費の増加を図るべく、自動送金手続きも検討し、次年度から導入を予定しています。

3, 組織運営

(1) 評議員会

数少ない開催のため致し方ない面もありますが、意思決定の中枢機関として活性化の努力を続けなければならないと思っています。

とりわけ弁護士以外の評議員の方、女性の評議員の方といった方々の参加に向けての人事の刷新も図って行かなくてはなりませんし、世代交代の観点も人事刷新も常に考え続けていかなければならないと思っています。

(2) 理事会

公益財団法人に於ける制度では、理事の数も少数になり、委任状出席ができませんが、開催回数が半減し、活動頻度が大幅に縮小しましたが、当財団に於ける理事会の出席率は極めて高く、定足数不足に困るようなことはなく、毎回、1時間以上の熱心な会議が開催されています。

理事の世代交代も考え、若手理事とりわけ女性理事の参加を模索しています。

(3) 運営委員会

判断基準の周知も進みましたし、議事録についても新基準での作成が徹底し、取り分けての課題はなくなりました。

惜しむらくは、新規事業の発案があまり無いという点でしょうか。支

出について、判断基準の周知の影響で萎縮的判断がなされるようになってきているのかも知れませんが、各センター運営委員会が現場に近い立場から、当財団の事業の有意義性を忘れることなく、常に社会の実態に合わせた事業展開を心がけていただけるよう切望します。

(4) 規約の整備

安田理事が中心となって、各センターごとにちぐはぐとなっていた支援基準などに関する運営規約の統一作業が進み、統一された新基準での運営が始まりました。

今後とも修正を加えつつ、分かりやすく役に立つ基準での運営を心がけたいと思っています。

(5) 行政からの委嘱事業について

高齢者障がい者支援センターが活発に取り組んでいる事業で「虐待防止アドバイザー事業」などのような委嘱事業の展開を希望しましたが、今年度も新規発案はなく、現場に近い存在としての各センター運営委員会が現場に於ける人事交流を通じて関係行政からの委嘱事業で当財団に於いても受託しうるような事業を模索してくださることが期待されます。

以上のとおり、公益法人化して3年目の年でしたが、多くの関係者のみなさまのご理解とご尽力によって、公益法人組織に於けるルールにも慣れてきました。

今後は、安定軌道に乗ったことを踏まえて、顕在化してきた上記課題に取り組みつつ、メンバーの世代交代も図り、真に持続可能な組織へと歩みを進めていかなければならないと思います。

以上

2. 各センター報告

高齢者・障がい者支援センター

1. 高齢者・障がい者に関する一般相談、訪問相談で経済的事情等により相談料を払えない方の案件について、その相談料を弁護士に支払いました。
2. 高齢者・障がい者の保健福祉に従事する専門職の方を対象とした専門家相談につき、相談担当した弁護士に、その相談料を支払いました。
3. 精神科病院に入院し外出できない方が弁護士との相談を希望し、弁護士が病院を訪問し相談を受けた場合に、その相談料を弁護士に支払いました。
4. 県精神科医療センターとまきび病院に定期訪問相談を実施し、弁護士が病院を訪問し相談を受けた場合に、弁護士に相談料等を支払いました。
5. 岡山市社会福祉協議会からの委託事業で原則毎週金曜日に実施している「ひまわり相談」につき、相談担当弁護士に相談料等を支払いました。
6. 岡山県からの委託事業である高齢者虐待防止法律サポートデスクを実施し、その相談担当弁護士に相談料等を支払いました。
7. 岡山県からの委託事業である障がい者虐待防止法律サポートデスクを実施し、その相談担当弁護士に相談料等を支払いました。
8. 高齢者・障がい者支援ネットワーク主催で毎月第1土曜日に実施する「高齢者・障がい者なんでも相談会」の相談担当者として参加した弁護士に、報酬を支払いました。
9. 県内の15の市町と虐待防止、権利擁護等に関するアドバイザー契約を締結し、アドバイザーとして活動した弁護士等に対し、報酬等を支払いました。

犯罪被害者支援センター

1. 岡山弁護士会犯罪被害者支援センターにおいて実施された法律相談のうち、当センターに法律相談費用の援助申込があった12件につき援助を行いました。

2. 当センターへの弁護士費用の支援申込は今年度はありませんでした。

女性人権支援センター

1. 岡山弁護士会女性人権センターにおいて実施された法律相談のうち、当センターに法律相談費用の援助申込があった53件につき援助を行いました。

2. 当センターへの弁護士費用の援助申込は今年度はありませんでした。

子どもの権利支援センター

1. 岡山弁護士会子どもの権利センターが実施する「子どもの味方弁護士相談」に申込のあった法律相談のうち、当センターに相談費用の援助申込があった29件につき援助を行いました。

2. 当センターに弁護士費用の援助の申込があった1件につき、援助を行いました。

消費者被害救済支援センター

1. 岡山県消費生活センター法律相談

岡山県の消費生活センターから岡山弁護士会に紹介され、実施された法律相談のうち、当センターに相談費用の援助申込のあった3件について、援助を行いました。

2. 高等学校での消費者教育

岡山県内の高校8校から岡山弁護士会に依頼のあった消費者教育の講師派遣について、講師として派遣された弁護士に講師料を支払いました。

民事介入暴力被害者救済支援センター

1. 本年度は当センターにおける弁護士費用の支援、法律相談費用の支援の実績はありませんでした。

刑事弁護支援センター

1. 本年度は当センターにおける弁護士費用の支援の実績はありませんでした。

特別人権支援センター

1. 岡山弁護士会が実施する「労働と生活に関する弁護士相談」の相談料について、援助の申込のあった74件について援助しました。
2. 岡山弁護士会ハンセン病被害者サポートセンターが実施するハンセン病療養所（長島愛生園・邑久光明園）への定期訪問法律相談について、本年度は法律相談の実施報告がありませんでした。
3. 労働基準監督署への申告等援助制度を利用した際の弁護士費用についての援助の申込は、今年度はありませんでした。
4. 人身保護請求事件における国選代理人費用について、1件援助しました。

